

議案第149号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年（2017年）12月11日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 別紙添付

別表第3 消防職給料表昇格時号給対応表（その2）の部中

「

102	85
103	86
104	86
105	87
106	87
107	88
108	88
109	89
110	89
111	90
112	90
113	91

1 1 4	9 1
-------	-----

」

を

「

1 0 2	8 6
1 0 3	8 7
1 0 4	8 8
1 0 5	8 9
1 0 6	8 9
1 0 7	8 9
1 0 8	9 0
1 0 9	9 0
1 1 0	9 0
1 1 1	9 1
1 1 2	9 1
1 1 3	9 1
1 1 4	9 2

」

に改め、同表医療職給料表（二）昇格時号給対応表（その4）の部中

「

8 7	7 4
8 8	7 4
8 9	7 5
9 0	7 5
9 1	7 6
9 2	7 6
9 3	7 7
9 4	7 7
9 5	7 8

9 6	7 8
9 7	7 9

」

を

「

8 7	7 3
8 8	7 4
8 9	7 4
9 0	7 4
9 1	7 5
9 2	7 5
9 3	7 5
9 4	7 6
9 5	7 6
9 6	7 6
9 7	7 7

」

に改める。

第2条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

第24条に次の1号を加える。

(11) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく個人型年金の掛金

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第20条第3項の改正規定を除く。）による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（第20条第3項の改正規定に限る。）による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。